児童発達支援センターつばさ（計画相談）利用の流れ

障害者支援課（04-7150-6081）
「障害児通所受給者証」の申請をお願いします

①契約

- 児童発達支援センターつばさ（指定障害児相談支援事業所）と契約をします

②初回面接（アセスメント）

- 相談支援専門員と面談をし、計画案を作成します
- 相談支援専門員が、ご家庭に訪問し作成した計画案を確認の上、署名をいただきます。
- 相談支援専門員に、計画案を障害者支援課へ提出してもらいます

③支給決定

- 障害者支援課から障害児通所受給者証が交付されます

④担当者会議

- ご家族、園または学校、事業所などが集まり、必要なサービスの確認をします

⑤サービス利用

- サービスの利用が開始されます

⑥モニタリング

- 相談支援専門員が定期的にご家庭に訪問し、サービスが適切に受けられているか、困りごとはないか、など継続的に計画の見直しや相談に応じます

相談支援専門員とは？
障害児・障害者の意向を踏まえて、自立した日常生活や社会生活の実現のため、支援・中立・公平な立場から障害福祉サービス利用のための支援などを行います